

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	日本電気硝子株式会社			コード	5214		
提出日	2022/3/4		異動（予定）日	2022/3/30			
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため						
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）							

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし	
1	森 修一	社外取締役	○													○	有
2	裏出 令子	社外取締役	○													○	有
3	伊藤 博之	社外取締役	○													○	有
4	伊藤 好生	社外取締役	○												△		新任 有
5	高橋 司	社外監査役	○													○	有
6	矢倉 幸裕	社外監査役	○													○	新任 有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		森修一氏は、上記aからlのいずれにも該当していないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれないと判断し、独立役員として指定するものです。
2		裏出令子氏は、上記aからlのいずれにも該当していないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれないと判断し、独立役員として指定するものです。
3		伊藤博之氏は、上記aからlのいずれにも該当していないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれないと判断し、独立役員として指定するものです。
4	伊藤好生氏が代表取締役を務めておられたパナソニック株式会社グループと当社グループの間には、定的な取引（当事業年度中における取引額の割合は、当社連結売上高の0.7%）があります。	伊藤好生氏は、上記jを除くaからlのいずれにも該当していないこと、また、左記のとおり上記jに該当していますが、左記の定的な取引に関しては、その割合が僅少であり、また、伊藤好生氏がパナソニック株式会社を退職後、すでに2年が経過していることから、伊藤好生氏の独立性に問題はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれないと判断し、独立役員として指定するものです。
5		高橋司氏は、上記aからlのいずれにも該当していないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれないと判断し、独立役員として指定するものです。
6		矢倉幸裕氏は、上記aからlのいずれにも該当していないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれないと判断し、独立役員として指定するものです。

## 4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人的業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。  
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。  
※5 独立役員の選任理由を記載してください。